（品川区）

**〇**[**品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例**](http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/reiki/42490101002500000000/42490101002500000000/42490101002500000000.html)

平成24年３月26日  
条例第25号

第１条から第３条　＜省略＞

（衛生および風紀に必要な措置等の基準）

第４条　法第３条第２項に規定する条例で定める措置の基準のうち、普通公衆浴場の営業者が講じなければならないものは、次のとおりとする。

(１)　下足場、廊下、脱衣室、便所、浴室その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有すること。

(２)　浴場の施設は常に清潔に保ち、下足場、廊下、脱衣室、便所、浴室その他入浴者が直接利用する施設および洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する設備は１日１回以上清掃し、または洗浄すること。

(３)　脱衣室および便所は、毎月１回以上消毒すること。

(４)　浴場の施設は、ねずみ、衛生害虫等に係る防除措置を適切に講ずるとともに、その生息状況について毎月１回以上点検すること。

(５)　洗い場および排水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないこと。

(６)　浴槽水の水質基準は、次のとおりとすること。ただし、区長は、アおよびイの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の一部または全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、５度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、１リットルにつき25ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、１ミリリットル中１個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌が検出されないこと。

(７)　浴槽水は、常に満杯の状態を保ち、湯栓および水栓により清浄な湯水を十分に補給すること。

(８)　浴槽水は、１日１回以上換水すること。

(９)　温泉法（昭和23年法律第125号）第２条第１項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃および消毒を行うこと。

イ　レジオネラ属菌の繁殖を防ぐため、貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

(10)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

ア　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水は、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

(11)　前２号に規定する清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、これを３年間保存すること。

(12)から(34)　＜省略＞

(35)　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の構造設備の基準に適合するものであること。

ア　ろ過器は、十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。

イ　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄を行うことができるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造であること。

ウ　循環させた浴槽水を打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。

エ　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

オ　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置を講じたものであること。

カ　循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置を講じたものであること。

　＜中略＞

３　公衆浴場の営業者は、当該公衆浴場の衛生面の維持管理を適正に行うため、当該公衆浴場の施設ごとに管理者を置かなければならない。この場合において、営業者は、自ら当該公衆浴場の施設（複数の施設がある場合は、いずれかの施設）の管理者となることができる。

＜以下省略＞

**〇**[**品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例施行規則**](品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例施行規則)

昭和55年５月31日  
規則第40号

第１条から第８条　＜省略＞

（貯湯槽を使用する場合に講ずべき措置）

第９条　条例第４条第１項第９号アの規定による貯湯槽内部の清掃および消毒は、１年に１回以上行うものとする。

２　条例第４条第１項第９号イの規則で定める温度は、摂氏60度とする。

本条…追加〔平成24年規則25号〕

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合に講ずべき措置）

**第10条**　条例第４条第１項第10号アの規定によるろ過器の逆洗浄等および内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

２　条例第４条第１項第10号イの規定による配管の内部の消毒は、１週間に１回以上行うものとする。

３　条例第４条第１項第10号ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

４　条例第４条第１項第10号オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌に係る検査について１年に１回以上行い、浴槽水からレジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

本条…追加〔平成24年規則25号〕

＜以下省略＞